

4 西子子第 1658 号
令和 4 年 10 月 25 日

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 池 澤 隆 史

個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成 13 年西東京市条例第 13 号。以下「条例」という。）
第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に追加して給付する事業（以下「事業」という。）を実施したい。

事業を実施するに当たり、支給に必要な個人情報を本人以外のものから収集し（条例第 8 条第 2 項）、及び同条第 1 項に規定する利用目的の範囲を超えて当該実施機関内部で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第 10 条第 2 項）並びにそれらに伴う本人通知の例外（条例第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項）について諮問する。

2 収集及び目的外利用をする個人情報の内容

	項 目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	児童手当	手当の支給を受けている者の氏名、住所、対象児童数及び登録口座	市（子育て支援課）
2	特別児童扶養手当	手当の支給を受けている者の氏名、住所、対象児童数及び登録口座	市（子育て支援課）

3 諮問理由

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

このことから、対象者を抽出し、子育て支援課が保有する個人情報を活用して、事

業に係るお知らせの送付と支給を行う体制を整える必要がある。

4 支給対象者

令和4年度末時点において18歳以下の児童（障害児については20歳未満）の養育者

5 支給金額

対象児童1人につき1万5千円

6 事業実施期間

令和4年11月上旬頃から令和5年3月31日まで

7 個人情報の管理責任者等

本諮問に係る個人情報は、子育て支援課に配属された事業担当職員に限り取り扱うことができるものとし、子育て支援課長を管理責任者とする。

8 個人情報の記録、保管及び廃棄

事業実施期間は、事業のシステムに提供された個人情報を活用する。提供された個人情報は、パスワード等の電子的なセキュリティ対策や施錠した保管庫への収納により情報の漏洩が生じないように適切に管理する。

事業実施期間終了後は、システムに蓄積された不要データは全て消去し、必要な個人情報については、引き続き適切に管理する。